

令和4年度第4四半期 求職者支援訓練 認定申請スケジュール等

●スケジュール

- 申請書受付予約期間：9月16日（金）～9月28日（水）
- 事前相談期間：9月20日（火）～9月28日（水）
- 認定申請説明会：9月20日（火）
- 申請書受付期間：9月30日（金）～10月13日（木）
- 施設審査・補正期間：10月14日（金）～11月7日（月）
- 認定予定日：12月1日（木）
- 募集開始解禁日：12月8日（木）

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
														定 員 枠 提 示																	
														← 申請書受付予約期間 →																	
														← 事前相談期間 →																	
														← 申請書受付期間 →																	
														← 施設審査・補正期間 →																	
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
														← 施設審査・補正期間 →																	
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
														← 本部・労働局 審査期間 →																	
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
														← 募集開始解禁日 →																	
														← 認定予定日 →																	

●申請書に記載する実績等の対象となる期間

<p>・認定様式14号</p>	<p>雇用保険適用就職率の適用日が 令和3年 9月1日 ～ 令和4年 9月30日 の期間内であること。</p>
<p>・認定様式15号</p>	<p>※評価要素である「受講者アンケート」の対象コースも、認定様式第14号と同様のコースとなります。</p>
<p>（ ・公的職業訓練の実績 ・職業訓練サービス ）</p>	<p>申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日まで 令和3年 9月1日 ～ 令和4年 9月30日 の期間内であること。</p>

●ハローワーク来所日

後日電子メールにて「HW来所日カレンダー」を送付させていただきます。ご確認のうえ訓練計画に反映していただきますようお願いいたします。

●申請にあたってのお願い

(1) 申請の際には、機構本部HPにて掲載している「認定基準」、宮崎支部HPにて掲載している「認定申請書を提出するにあたっての留意事項」等をご確認ください。

- (2) 新規にカリキュラムを作成される場合は、機構本部HPに掲載している「カリキュラム作成ナビ」、「カリキュラム作成にあたっての留意事項」等をご確認いただき、事前相談期間中に、宮崎支部にご相談いただくことをお勧めします。
- (3) コース案内を作成する際は、「認定申請書を提出するにあたっての留意事項」の別紙13、宮崎労働局より提示されている「求職者支援訓練に係る案内（コース案内）作成上の留意点」をご参照ください。
- (4) 申請受付期間を過ぎて申請があった場合は受け付けることが出来ません。また、申請受付期間の末日17時までに申請書類に不備がある場合も、申請書を受け付けることが出来ません。
- (5) 定員を超えた申請があった場合には、機構本部HPに掲載している「選定方法」に基づき、選定を行います。選定の結果、認定されない場合があります。
- (6) 上記の補正期間最終日（補正期限）までに不備等が是正されない場合は、認定対象外となりますのでご注意ください。